

# 所有者、管理者の皆様へ

セフティアシスト(株)  
検 査 部  
TEL 03-5443-1724

## 定期検査報告における改正等に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社定期検査報告業務に関しまして、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記の件につきまして、平成 29 年 4 月 1 日以降の検査実施分から、検査判定内容及び検査結果表の書式等変更になりましたのでお知らせ致します。

### 1. 主な変更点

平成 29 年 4 月 1 日から、以下の告示の施行により昇降機の検査項目、判定基準及び検査結果表が変更になりました。

平成 28 年国土交通省告示第 1179 号

昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成 20 年国土交通省告示第 283 号)の一部を改正する件

※主な変更点(追加項目)は以下の通りです。

- ・制御盤内接触器、ブレーキ等で**製造メーカーの基準により判定する項目が追加。**  
**(一部メーカーの接触器で要是正の判定になる場合があります。)**
- ・調速機ロープ、緩衝器等で、具体的に数値等で記載するよう変更になった。

### 2. 既存不適格該当項目の大幅な増加

1 項の告示第 1179 号により、以下の告示第 1047 号、第 1048 号(平成 26 年 4 月 1 日施行)の耐震関係の内容についても、定期検査の判定に含まれることになりました。

平成 25 年国土交通省告示 第 1047 号

エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

平成 25 年国土交通省告示 第 1048 号

地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落する恐れがない構造方法を定める件

確認済証交付が平成 26 年 4 月 1 日より前の建物につきましては、前記耐震関係の告示に該当する項目が既存不適格となります。項目等につきましては、検査結果表(特記事項)及び、添付「既存不適格事項一覧表」を参照頂きますようお願い致します。

ご不明な点がございましたら、弊社営業までお問い合わせ下さい。

以上